

刑事法研究会

日 時： 1月10日(土)14時～

場 所： W308 室(ハイブリット開催)

【研究報告】

名誉毀損罪の特例における
「公共の利害に関する事実」の該当性判断
—最判昭和 56・4・16 刑集 35巻 3号 84 頁に基づく検討

報告者： 松尾誠紀氏(北海道大学教授)

【研究報告】

自招危難の構造分析と解釈のための視点

報告者： 小名木明宏氏(北海道大学教授)

◆刑事法以外の専攻分野の博士後期課程院生の皆様◆

「法政理論総合研究Ⅱ」の履修の上で、本研究会の参加を希望する博士後期課程院生は、
教育研究支援センター刑事法部門(keijiho@juris.hokudai.ac.jp)宛、
研究会前日までに、メールにてご連絡ください♪



北海道大学
法学部・法学研究科・法科大学院
School of Law Hokkaido University